

答申第1号

諮問第1号

件名：公の施設の指定管理者の指定を求めるため市に提出された行政文書一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

みよし市教育委員会が、平成27年1月19日付け26み教令行第815号で行った行政文書一部開示決定のうち、別記1に掲げる部分は開示すべきである。その余の情報について、不開示とした決定は妥当である。

### 2 異議申立ての内容

#### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立人は、みよし市情報公開条例（平成13年三好町条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、平成26年12月4日付けでみよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館の平成27年度以降5年間の指定管理者選考に関し、指定管理者に決定されたホームメックスグループ共同企業体（以下「選定企業」という。）がみよし市に提出した文書の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

みよし市教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件請求に対して、「みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者指定申請書（①指定申請書（様式1）、②現地説明会申込書（様式2）、③団体登録申請書（様式3）、④事業計画書（様式5-1～10）、⑤関係書類（定款・寄付行為を含む13件）」を特定し、平成27年1月19日付けで別表1の開示しないこととした部分欄に掲げる部分を不開示とし、その余を公開する行政文書一部開示決定（以下「本件行政文書一部開示決定」という。）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件行政文書一部開示決定のうち、一部の不開示部分を除き、他の不開示処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

#### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、公開された文書をみると、極めて多くの部分が不開示となっている。異議申立人は、不開示も止むを得ないと思われる部分の存在も認めるが、選定企業は指定管理者に選定された団体であり、積極的に事業計画書等

の情報を市民に公開し、理解を求めることが、みよし市教育委員会の取るべき姿勢であるとのことである。

### 3 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立人の主張を、平成27年2月14日付けの異議申立書、平成27年4月12日付けの反論書及び平成27年6月15日付けの再反論書から要約すれば、市は選定企業に対し、みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館の指定管理者管理委託費として、平成27年度に1億3,458万円を支払い、5年間では6億7,290万円を支払うことが想定される。

条例は、第1条において「市民の知る権利を尊重し」、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民の市政への参加を一層促進し、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与する」と定めている。また、みよし市長小野田賢治は、本年3月定例会において「市が保有する情報の提供や公開を推し進め、・・・、より開かれた市政を推進する。」と述べている。

同条例で法人情報の開示基準を定めた第7条第3号は不開示とできる情報の基準として「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と定めている。

本文書は、選定企業が指定管理者選定に応募するため自ら市に提出したものであり、法人情報については上記「イ」は該当せず、上記「ア」の該当の有無に関する主張は以下のとおりである。

なお、①指定申請書、②現地説明会申込書、③団体登録申請書及び⑤関係書類の不開示部分については争わない。

(2) 印影、担当者の氏名及び電子メールアドレスについて

非公開を承認する。

(3) 再委託先一例（P14）について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

- (4) 収支計画の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費（P17）並びに収支予算書（平成27年度～31年度）の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費（P20～P24）について指定管理者の妥当性を論ずるためにも公開が必要である。

選定企業は既に指定管理者に選定済みで、市に係る収支計画及び収支予算書に基づき選定企業に委託費を支出するものであり、文書の公開は何ら選定企業の権利、競争上の地位及び正当な利益を害するものではない。これらの金額の公開なくして、市が選定企業に支出する、指定管理者管理委託費の額の妥当性を知ることはできない。委託費の財源は遡れば市民の税金であり、非公開は市民に対する説明責任の放棄である。実施機関は一部開示とした理由として「大半が人件費に関する情報、つまり、人事管理及び経営戦略上の情報」を挙げているが、市の指定管理者選定審査会は人件費の額の適否も選定の要素としている。仮に非公開部分が人件費（それも総額にしか過ぎない）に係るものとしても、公開が人事管理及び経営戦略に悪影響を与えると主張するならば、具体的にどのような悪影響が生じるかを示されたい。

市は選定企業が提出した事業計画書をもとに、選定企業を指定管理者に指定している。収支計画及び収支予算書は選定の重大要素であり、選定の適切さや妥当性を判断するためにも公開は当然である。

収支計画と収支予算書記載の金額は年度別、且つ、総額である。その程度の公開で「競合相手に模倣され、経営ノウハウが奪われ、当該団体の事業優位性を失う」としたら、当初から当該団体に事業優位性がなかったことになる。民間企業間に競争が存在することは、当たり前のことである。なお、再弁明書は「事後的に広く市民に示す決算とは異なり」と述べているが、「競争相手に模倣され・・・」といった主張が認められれば、決算も非公開となってしまう。

- (5) 関係協力団体（P25）について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

イベント企画広報、自主事業共催、建物維持管理関係の協力団体は、事業計画書の作成段階で了承をとっておくべきもので、非公開にする理由はない。これら団体の協力の有無も、指定管理者選定の一つの要素である。事業計画書に記載された計画は、基本的には実行されることを前提にしたものであり、「現時点では、計画段階」との主張は認められない。

企画事業において、突発的な理由で事業実施が困難になることがあり得ることは認めるが、それをもって企画広報、自主事業共催等を最初から非公開にする理由にはならない。事業実施

が困難になったならば、その時点で理由を述べ説明すればよいことである。なお、建物維持管理関連の関係協力団体が、どのような場合に事業実施困難となるのか理解し難い。

(6) 勤務体制及び専門職員の配置 (P26、P27) について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

指定管理者が、施設の管理をどのような勤務体制のもと行うかは、管理の適正さを判断する重要な要素である。このことは、配置するスタッフの資格、技能及び責任者の経験、実績についても同様である。

勤務体制についての記載、配置するスタッフの資格、技能及び責任者の経験、実績は、サンアートの適正管理を判断する重要な要素であり、特定個人の氏名を除き、公開すべきである。なお、「内部管理への不当な干渉が生じるおそれがある」とあるが、「誰がどのような不当な干渉をする」というのか答えられたい。

(7) 緊急連絡体制 (P29) について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

危機管理体制における非公開部分に何が記されていたか不明であるが、仮に弁明書にある「災害事故・訓練等における協力関係団体」とすれば、イベント企画広報、自主事業共催、建物維持管理関係の協力団体は、事業計画書の作成段階で了承をとっておくべきもので、非公開にする理由はない。これら団体の協力の有無も、指定管理者選定の一つの要素である。事業計画書に記載された計画は、基本的には実行されることを前提にしたものであり、「現時点では、計画段階」との主張は認められない。

予定される取引先・協力関係企業や団体、出演依頼予定者及び当該団体の採用職員についての記載があるとの弁明であるが、少なくとも法人情報を非公開にする理由はない。

(8) 協力関係団体・出演者名及びそれらを特定する記載並びに社会貢献の協力関係団体 (P32～P39、P41、P45、P46) について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

多くの非公開部分があるが、文化事業の実施方針を記載した部分であり、個人名を除き公開すべきである。

予定される取引先・協力関係企業や団体、出演依頼予定者及び当該団体の採用職員についての記載があるとの弁明であるが、少なくとも法人情報を非公開にする理由はない。

(9) 子どもたちへの取組の活動写真 (P46) について

当該情報に含まれる記載 (写真) により、特定の個人を識別できるものにあたるとしても、写真を全面的に黒く塗りつぶす必要はない。

(10) TV・新聞の媒体及び内容 (P48) について

非公開にする理由はなく、積極的に公開して市民の理解を求めるとともに、市民参加を呼びかけるべきことである。非公開部分が多いことは、計画と実際の実行との間に差異があるのではとする、疑念を持たれることに繋がる。

イベント企画広報、自主事業共催、建物維持管理関連の関係協力団体等は、事業計画書の作成段階で了承を取るべきことである。企画事業において、突発的な理由で事業実施が困難になることがあり得ることは認めるが、それをもって企画広報、自主事業共催等を最初から非公開にする理由にはならない。事業実施が困難になったならば、その時点で理由を述べ説明すればよいことである。なお、建物維持管理関連の関係協力団体が、どのような場合に事業実施困難となるのか理解し難い。

(11) サンアート内ラフイーユ代表の個人を特定する記載 (写真) (P50) について

非公開部分は公開すべきである。

イベント企画広報、自主事業共催、建物維持管理関連の関係協力団体等は、事業計画書の作成段階で了承を取るべきことである。企画事業において、突発的な理由で事業実施が困難になることがあり得ることは認めるが、それをもって企画広報、自主事業共催等を最初から非公開にする理由にはならない。事業実施が困難になったならば、その時点で理由を述べ説明すればよいことである。なお、建物維持管理関連の関係協力団体が、どのような場合に事業実施困難となるのか理解し難い。

(12) 利用料金に関する割引など特典制度の導入 (P51) について

非公開を承認する。

#### 4 実施機関の主張要旨

(1) 実施機関の主張を、平成27年3月27日付けの弁明書及び平成27年5月14日付けの再

弁明書から要約すれば、以下のとおりである。

(2) 再委託先一例 (P14) について

今後、予定される取引先・協力関係企業や団体の情報となる。現時点において、計画段階にあり、取引先・協力関係企業については、公開により同業者に知られると、取引先と接点を持たれ有利に交渉され、今後の具体的取引に支障を来す蓋然性が高い。また、協力関係企業や団体との関係については、公開により相手方との関係が明らかになるところ、相手方が公にしたいくない場合、信頼関係が損なわれる蓋然性が高い。よってこれらを公開すると、取引・協力関係を損なうなど競争上の地位を害するおそれがある。

(3) 収支計画の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費 (P17) 並びに収支予算書 (平成27年度～31年度) の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費 (P20～P24) について

これらの情報は、その一部を除いて委託等によらず、従業員によって賄っている選定企業にとって、大半が人件費に関する情報、つまり、人事管理及び経営戦略上の情報である。通常、企業は給与等の内訳を公表しておらず、これらを公開することは、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。

人事管理も含めた経営戦略として、委託よりも従業員によって賄う手法を打ち出している選定企業の企業努力のモチベーションが損なわれることを考慮した。さらに、一般的に企業や団体の計画段階における収支計画などは、公金の使途としての結果を事後的に広く市民に示す決算とは異なり、特に今回のように、公募審査の応募など競争的な状況に置かれた場合には、本指定管理業務における当該団体の施設運営の方向性や考え方など経営戦略的な意思を数値で表したものであり、その情報が公にされた場合、競合相手に模倣され、経営ノウハウが奪われ、当該団体の事業優位性が失われるおそれがあり、今回の選定以外の場において、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(4) 関係協力団体 (P25) について

今後、予定される取引先・協力関係企業や団体、出演依頼予定者の情報となる。現時点において、計画段階にあり、取引先・協力関係企業については、公開により同業者に知られると、取引先と接点を持たれ有利に交渉され、今後の具体的取引に支障を来す蓋然性が高い。また、協力関係企業や団体との関係については、公開により相手方との関係が明らかになるところ、相手方が公にしたいくない場合、信頼関係が損なわれる蓋然性が高い。

出演依頼予定者については、今後、相手方との出演条件 (出演料・時期など) の調整を始め、契約の締結後など出演確定に至ってからに公表・告知を行うものがある。取引先・協力関係企業

同様、公開により同業者に知られると、取引先と接点を持たれ有利に交渉され、今後の具体的取引に支障を来す蓋然性が高い。よってこれらを公開すると、取引・協力関係を損なうなど競争上の地位を害するおそれがある。

今回の公募において、市は申請団体の事業計画書に記載された提案事項をすべて認めるものではないという条件を付しており、当該団体にとって、計画の段階で公表まで見据え、出演・提携等の交渉まで取り付けておくことは、場合によっては補償問題に発展するおそれがあるため事実上不可能である。また、取引・協力関係を損なうような事態になると、今回の選定以外の場において当該団体の競争上の地位を害するおそれも生じる。

(5) 勤務体制及び専門職員の配置 (P26、P27) について

氏名については特定の個人を識別できるものにあたる。

それ以外の開示しないこととした部分については、施設運営体制の人数、雇用関係、勤務体制に関する情報である。どの職種にどの程度の人数を配置するか、どのような雇用関係・勤務体制とするかという情報は、事業運営の充実と支出予算の抑制とのバランスを考慮する必要があるため、人事管理及び経営戦略上の情報である。よって、これらを公開すると、事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。

反論書にあるとおり、管理の適正さを判断する重要な要素であり、指定管理者選定の一つの要素であることは間違いないが、特定個人の氏名・経験・実績が記載されていること、また、一部開示とした理由のとおり、人事管理及び経営戦略上の情報であり、内部管理への不当な干渉が生じるおそれから非公開としているものである。

(6) 緊急連絡体制 (P29) について

上記(4)に同じ。

また、当該団体の採用職員についての記載は、人事案件であり内部管理への不当な干渉となる。

(7) 協力関係団体・出演者名及びそれらを特定する記載並びに社会貢献の協力関係団体 (P32～P39、P41、P45、P46) について

上記(4)に同じ。

(8) 子どもたちへの取組の活動写真 (P46) について

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記載(写真)により、特定の個人を識別できるものにあたる。

(9) TV・新聞の媒体及び内容 (P48) について

TV・新聞についての媒体名・内容についての記載は、実績である旨が明記されておらず、今後の計画・予定である可能性がある。特定の法人等との契約・提携することが明らかになる情報であり、不確定事実を公にすることにより、信頼関係が損なわれるなど当該法人等の今後の営業活動に一定の制約が生じる可能性があるため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

選定企業としては予定していた広報計画の中で、実際、平成27年度より媒体側の都合により終了となった番組があった。選定企業としては計画倒れとなった事柄であるが、本公募審査申請の段階においては想定し得なかった番組制作者側の都合によるもので、双方共になんら責めを受けるような事案ではない。しかし、こうした不確定事実を公にしていた場合、双方とも不当な干渉を受けたり、思わぬところで信頼を失うおそれがある。

(10) サンアート内ラフィーク代表の個人を特定する記載（写真）（P50）について

上記(8)に同じ。

## 5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館（以下「サンアート」という。）の指定管理者への応募に当たって、選定企業が作成し、実施機関に提出した指定管理者指定申請書である。

(2) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、市の保有する情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用がされなければならない。一方、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報がみだりに公開されないよう、法人の事業活動の自由を保障することも必要である。そのため、本件情報が条例第7条第3号アに該当するかどうかの判断に当たっては、本件情報を公開することによって得られる利益と、失われる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

当審査会は、法人の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下検討する。



(3) 再委託先一例 (P14) について

ア 維持管理業務の委託予定先及び連携予定先について

施設の維持管理業務の委託予定先や連携予定先の団体名等は、どの団体に事業参加を働きかけようとするのかという情報で、事業活動上の情報であり、かつ、第三者との取引に関する情報であり、計画段階においては、秘匿する情報であるとみるのが相当である。したがって、本件行政文書一部開示決定の時点（以下「一部開示決定時点」という。）においては、これらを公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

イ 委託業務の内容について

選定企業が再委託又は連携する維持管理業務は、サンアートの規模及び性質からみれば、一般に実施されていることが想定されるものであり、これらの情報を公にしても、直ちに当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

(4) 収支計画の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費 (P17) 並びに収支予算書 (平成27年度～31年度) の支出の1人件費、7維持管理費及び8清掃費 (P20～P24) について

一般的に、収支計画や予算に係る費用の詳細な積算根拠や、どの程度の金額をどの項目に配分するかといった内容に係る記載は、公金の使途としての結果を事後的に広く市民に示す自治体の決算とは異なり、本件のように指定管理者への応募など競争的文脈に置かれた場合には、法人としての本件施設の運営の方向性や考え方など戦略的意思を数字で表明したものとして、競合相手など特定人にとって持つ意味合いも一定程度考慮すべきであると考えられる。

したがって、その記載が詳細であればあるほど、法人独自の施設運営に対する考え方や創意工夫が項目ごとに配分された金額によって詳細に示されることとなり、また、これらが指定管理者選定に係る重要な要素の一つでもあることから、法人の独自のノウハウとしての意味合いも高まると解されるとともに、個々の職員に支払われる給与の内訳に関する情報であれば、選定企業の内部管理情報であると同時に、給与を受け取る職員の個人情報に該当すると認められる場合も考えられる。

しかしながら、当該不開示部分の情報は、支出の大項目に係る金額であり、その記載の程度からこれを公にすることにより、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、さらに公の施設の管理運営という公共性の高い業務に係る収支の見積もりであって、企業の一般的な事業に係るそれとは区別されるべきであり、選定企業が現にサンアート

に係る指定管理者の指定を受けた団体である以上、その管理運営の内容に直結する収支の見積もりについて市民に対する一定の説明責任が生ずると考えられ、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

(5) 関係協力団体（P25）について

選定企業がどの団体に対して事業参加を依頼するかという情報は、当該企業の事業活動上の情報であり、かつ、第三者との取引に関する情報である。一般に競合他社がこれを知れば、取引先に対しより有利な条件での取引を働きかけることなどにより、選定企業の事業活動に支障を生じるおそれは否定できない。したがって、一部開示決定時点においては、これらを公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

(6) 勤務体制及び専門職員の配置（P26、P27）について

ア 勤務体制について

施設を効率的に管理運営するために、どれだけの職員を雇用するかは、企業の雇用方針や経営戦略に関する情報であり、また、どの業務にどの程度の規模の人員数を配置するかという情報は、企業の経営ノウハウを活かした人事管理及び経営戦略上の情報であり、企業にとって通常、競合他社には秘匿する情報であるとみるのが相当である。したがって、勤務体制は、公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当すると認められる。ただし、別記1第2項第4号に掲げる部分については、民間企業等において一般に執られる就業形態などに関する情報であり、企業の経営ノウハウを生かした人事管理及び経営戦略上の情報とは認められず、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

イ 専門職員の配置について

配置するスタッフの資格、技能については、各部門に配置する責任者の有する資格、技能が記載されており、この情報により特定の個人を識別することはできず、また、これらの資格、技能について特殊性を有するものとは認められないことから、実施機関が主張する人事管理及び経営戦略上の情報や内部管理への不当な干渉が生じるおそれということは認められず、条例第7条第2号又は第7条第3号アに該当しない。

責任者の経験、実績及び POINT のうち、個人の氏名、運営企画部門の責任者の経験、実績の内容及び職員の経歴については、個人に関する情報であり、当該記述により特定の個人を識別することができるものである。実施機関は当該情報について条例第7条3号アに

該当し不開示としたが、条例第 7 条第 2 号に規定する個人に関する情報に該当すると認められる。その他の情報については、これらの情報を公にしても、直ちに当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 3 号アには該当せず、開示すべきである。

(7) 緊急連絡体制 (P29) について

不開示部分には、災害発生に備えた避難訓練や研究活動に関する情報が含まれているが、これらの情報は、選定企業がどの団体・個人に対してどのような事業内容について事業の協力を依頼するかという情報で、当該企業の事業活動上の情報であり、かつ、第三者との取引に関する情報であることが認められる。しかしながら、当該情報は、サンアートにおける災害や事故の発生時に備えるための情報であり、来館者や職員の生命、健康、財産等の保護に関わる情報とみることができる。したがって、当該情報を公にすることによりサンアートにおける災害や事故の発生時に備え、選定企業がどのような対策をとろうとしているのかが明らかとなり、ひいては住民の安全・安心の確保につなげることができる高い公益性を有する情報であり、これを公にしないことにより保護される法人等の権利利益と比較衡量した場合、選定企業が現にサンアートに係る指定管理者の指定を受けた団体である以上、当該情報は、法人の不利益を考慮してもなお公にすることが必要な情報であると認められる。よって、条例第 7 条第 3 号ただし書に該当し、個人に関する情報を除き、開示すべきである。

(8) 協力関係団体・出演者名及びそれらを特定する記載並びに社会貢献の協力関係団体 (P32～P39、P41、P45、P46) について

ア 事業計画書 (P32) の③高校生・大学生ボランティアとの協働の不開示部分は、特定の高校又は大学の名称である。「③高校生・大学生ボランティアとの協働」の見出しの部分から高校又は大学が対象となっていることは明白であり、不開示部分の固有の高校又は大学の名称以外はいずれの不開示理由にも該当せず開示すべきである。

イ 協力関係団体・出演者名及びそれらを特定する記載について、選定企業がどの団体・個人に対して事業参加や出演依頼を予定しているかという情報は、当該企業の事業活動上の情報であり、かつ、第三者との取引に関する情報である。一般に競合他社がこれを知れば、取引先に対しより有利な条件での取引を働きかけることなどにより、選定企業の事業活動に支障を生じるおそれは否定できない。したがって、一部開示決定時点においては、これらを公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 3 号アに該当すると認められる。ただし、別記 1 第 2 項第 8 号、第 9 号イ及びウ、第 10 号並

びに第 11 号に掲げる部分については、これらの情報から事業参加や出演依頼を予定している相手方を特定することはできず、公にしても、直ちに当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、第 7 条第 3 号アには該当せず、開示すべきである。

ウ 別記 1 第 2 項第 9 号アに掲げる部分については、前記(7)後段と同様の事由により開示すべきである。

エ 別記 1 第 2 項第 12 号に掲げる部分については、選定企業が依頼を受けて行う職場体験の受入れに関する情報であって、選定企業が第三者に働きかけて行う事業の情報とは性質を異にする。職場体験の受入れは、民間企業や官公庁において広く一般に行われているものであり、これらの情報を公にしても、当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、第 7 条第 3 号アには該当せず、開示すべきである。

(9) 子どもたちへの取組の活動写真 (P46) について

選定企業が市内小学校の社会見学や中学校の職場体験を受け入れた際の様子を撮影した写真である。実施機関は当該情報について条例第 7 条 3 号アに該当し不開示としたが、個人の顔を識別することができる部分は、条例第 7 条第 2 号の個人に関する情報に該当し不開示とすることが相当である。その他の部分は、いずれの不開示理由にも該当せず開示すべきである。

(10) TV・新聞の媒体及び内容 (P48) について

選定企業がどの媒体に対してどのような内容について事業参加や出演依頼を働きかけたという情報は、当該企業の事業活動上の情報であり、かつ、第三者との取引に関する情報である。一般に競合他社がこれを知れば、取引先に対しより有利な条件での取引を働きかけることなどにより、選定企業の事業活動に支障を生じるおそれは否定できない。したがって、一部開示決定時点においては、これらを公にすると当該企業の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第 7 条第 3 号アに該当すると認められる。

(11) サンアート内ラフィーク代表の個人を特定する記載 (写真) (P50) について

2013 年のオータムフェスタの様子を撮影した写真である。実施機関は当該情報について条例第 7 条 3 号アに該当し不開示としたが、個人の顔を識別することができる部分は、条例第 7 条第 2 号の個人に関する情報に該当し不開示とすることが相当である。その他の部分は、いずれの不開示理由にも該当せず開示すべきである。

(12) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記1 実施機関が開示しない情報のうち、当審査会が開示すべきと判断する部分

1 書類の名称

みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者事業計画書（様式5）

2 開示すべきと判断する部分

- (1) 維持管理体制（P14）のうち、再委託先一例の専門業者及び地域団体の名称以外の部分
- (2) 収支計画（P17）の1人件費、7維持管理費及び8清掃費の金額
- (3) 平成27年度から平成31年度までの収支予算書（P20～P24）の1人件費、7維持管理費及びその内訳並びに8清掃費及びその内訳の金額
- (4) 勤務体制（P26）のうち、1行目の全て、2行目の全て及び3行目の1文字目から7文字目まで並びに表の第1欄
- (5) 専門職員の配置（P27）のうち、次に掲げる部分
  - ア 配置するスタッフの資格、技能の部分
  - イ 責任者の経験、実績のうち、個人の氏名及び運営企画部門の責任者の経験、実績の内容以外の部分
  - ウ POINTのうち、1行目5文字目から27文字目まで及び35文字目から38文字目まで、2行目13文字目及び14文字目、3行目18文字目及び19文字目並びに5行目7文字目及び8文字目以外の部分
- (6) 危機管理体制（P29）のうち、7行目から9行目まで。ただし、8行目の30文字目及び31文字目並びに35文字目及び36文字目を除く。
- (7) (1) 参加創造型事業の取り組み方（P32）の③高校生・大学生ボランティアとの協働のうち、固有の高校又は大学の名称以外の部分
- (8) (3) 鑑賞型事業の概要と取り組み方（P34）のうち、次に掲げる部分
  - ア 今後の取組の②公演と連動したワークショップを実施の1行目の5文字目から17文字目まで
  - イ 平成27・28年度の予定の4行目の28文字目、5行目の全て、6行目の1文字目から12文字目まで及び15文字目から28文字目まで並びに7行目の全て
- (9) 平成27年度 事業実施スケジュール（案）のうち、次に掲げる部分
  - ア 9月の区分（P36）の第1項
  - イ 3月の区分（P37）の第1項のうち、公演名の欄の2行目及び備考の欄の全て

- ウ アウトリーチ (P37) のうち、6月の項の事業名の欄の5文字目から15文字目まで
- (10) 平成28年度 事業実施スケジュール (案) のうち、次に掲げる部分
  - ア 1月の区分 (P38) の第1項の個人の氏名以外の部分
  - イ アウトリーチ (P39) のうち、6月の項の事業名の欄の5文字目から15文字目まで
- (11) ふるさと会館の効果的な活用方法 (P41) の新規事業のうち、個人の氏名以外の部分
- (12) 社会貢献 (P45) の1. 福祉の増進のうち、7行目及び8行目の全て
- (13) 4. 子どもたちへの取組 (P46) の写真及びこれまでの取組 (P50) の写真のうち、個人の顔が識別できる部分以外の部分

別表 1 実施機関が不開示とした情報

1 みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館指定管理者指定申請書

行政文書の名称	開示しないこととした部分	不開示条項
指定申請書(様式 1) 現地説明会申込書(様式 2) 団体登録申請書(様式 3) 事業計画書(様式 5)	申請者の社印影・代表者の印影・構成団体の代表者の印影及び担当者名・担当者の電子メールアドレス	条例第 7 条第 2 号 条例第 7 条第 3 号ア

2 事業計画書(様式 5-1~10)

行政文書の名称	開示しないこととした部分	不開示条項
事業計画書	様式 5-3 中、再委託先一例	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-4 中、収支計画の支出項目「人件費」、「維持管理費」及び「清掃費」の各年度並びに合計の額	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-6 中、収支予算書(平成 27 年度から 31 年度まで)における支出の「人件費」、「維持管理費(舞台管理業務費・設備管理業務費・夜間機械警備業務費・勤労文化会館樹木管理費・ふるさと会館樹木管理費・受付業務費)」及び「清掃費(日常清掃業務費・定期清掃業務費)」	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-7 中、関係協力団体についての記載、勤務体制についての記載、専門職員の配置に関し配置するスタッフの資格、技能、責任者の経験、実績、氏名、危機管理体制の頁の災害・事故・訓練等における協力関係団体の記載	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-8 中、実績を除く協力関係団体・出演者名及びそれらを特定する記載	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-9 中、社会貢献についての記載の中で、実績を除く、今後予定する協力関係団体名の記載	条例第 7 条第 3 号ア
	様式 5-10 中、TV・新聞についての記載の中で、媒体名・内容についての記載並びにこれまでの取組における個人を特定する記載(写真)及び今後の取組提案における提案内容の詳細についての記載	条例第 7 条第 3 号ア

### 3 関係書類

行政文書の名称	開示しないこととした部分	非開示条項
定款・寄付行為	商号・目的・本店の所在地・公告の方法・発行する株式の総数・株式譲渡の制限・発行済株式の総数及び資本の額以外の部分	条例第7条第3号ア
印鑑証明書	代表取締役印の印影及び代表者の生年月日	条例第7条第2号
国税、県税及び市税が課税について未納の税額がない旨の証明書	納付すべき税額・納付済額などの記載	条例第7条第3号ア
法人税、消費税及び地方消費税の申告書	申告額	条例第7条第3号ア
団体等の経営計画書及び収支予算書又は利益計画書	全部	条例第7条第3号ア
経営報告書及び収支計算書及び損益計算書及び貸借対照表	貸借対照表の「流動資産」、「固定資産」、「繰延資産」、「資産合計」、「流動負債」、「固定負債」、「負債合計」、「株主資本」、「資本金」、「利益剰余金」、「株主資本合計」、「純資産合計」及び「負債純資産合計」以外の部分	条例第7条第3号ア
法人税法に定める「法人事業概況説明書」	全部	条例第7条第3号ア
法人税法に定める「勘定科目内訳明細書」	全部	条例第7条第3号ア
合計残高試算表	繰越残高の「流動資産計」「固定資産計」「繰延資産計」「資産合計」「流動負債計」「固定負債計」「負債合計」「資本金」「利益剰余金」「株主資本計」「純資産合計」「負債純資産合計」以外の部分	条例第7条第3号ア
中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト	残高及びチェックに関する部分	条例第7条第3号ア
役員名簿及び履歴を記載した書類	法人登記簿謄本に記載されている代表者の住所以外の部分	条例第7条第2号
資格証等の写し	法人等の印影	条例第7条第3号ア
資格証等の写し	記載されている氏名・本籍・住所・生年月日・資格番号・写真・経歴	条例第7条第2号



審査会の処理経過

平成27年2月23日	諮問
平成27年3月27日	実施機関から弁明書を受理
平成27年3月31日	異議申立人に実施機関からの弁明書を送付
平成27年4月12日	異議申立人から反論書を受理
平成27年4月14日	実施機関に異議申立人からの反論書を送付
平成27年5月14日	実施機関から再弁明書を受理
平成27年5月18日	異議申立人に実施機関からの再弁明書を送付
平成27年6月9日	平成27年度第1回審査会 経過報告
平成27年6月15日	異議申立人から再反論書を受理
平成27年6月19日	実施機関に異議申立人からの再反論書を送付
平成27年8月17日	平成27年度第2回審査会 審議